

## 議 事 録

会議の名称	令和2年度登米市農業委員会第7回総会																																																																																																								
開催日時	令和2年9月25日（金） 午後1時30分 開会 午後2時29分 閉会																																																																																																								
開催場所	中田農村環境改善センター 多目的ホール																																																																																																								
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																																																																								
出席者 （委員） の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td> <td>岩</td> <td>淵</td> <td>勉</td> <td>2番</td> <td>佐</td> <td>木</td> <td>子</td> <td>3番</td> <td>櫻</td> <td>井</td> <td>利</td> <td>光</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>菅</td> <td>原</td> <td>之</td> <td>5番</td> <td>田</td> <td>島</td> <td>幹</td> <td>6番</td> <td>阿</td> <td>部</td> <td>晃</td> <td>徳</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>柴</td> <td>崎</td> <td>専</td> <td>8番</td> <td>佐</td> <td>藤</td> <td>瑛</td> <td>9番</td> <td>鈴</td> <td>木</td> <td></td> <td>巖</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>佐</td> <td>藤</td> <td>幸</td> <td>11番</td> <td>松</td> <td>野</td> <td>秀</td> <td>12番</td> <td>阿</td> <td>部</td> <td>静</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>13番</td> <td>鈴</td> <td>木</td> <td>泰</td> <td>14番</td> <td>浅</td> <td>野</td> <td>和</td> <td>15番</td> <td>五</td> <td>十</td> <td>嵐</td> <td>喜</td> </tr> <tr> <td>16番</td> <td>尾</td> <td>張</td> <td>勝</td> <td>17番</td> <td>芳</td> <td>村</td> <td>忠</td> <td>18番</td> <td>三</td> <td>塚</td> <td>幸</td> <td>毅</td> </tr> <tr> <td>19番</td> <td>芳</td> <td>賀</td> <td>秀</td> <td>20番</td> <td>小</td> <td>野</td> <td>寺</td> <td>21番</td> <td>佐</td> <td>藤</td> <td>久</td> <td>順</td> </tr> <tr> <td>22番</td> <td>上</td> <td>野</td> <td>栄</td> <td>23番</td> <td>門</td> <td>馬</td> <td>一</td> <td>24番</td> <td>高</td> <td>橋</td> <td>清</td> <td>範</td> </tr> </table> <p>（<span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>は欠席委員、<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>は遅参委員、<span style="border: 1px dashed black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>は早退委員）</p>	1番	岩	淵	勉	2番	佐	木	子	3番	櫻	井	利	光	4番	菅	原	之	5番	田	島	幹	6番	阿	部	晃	徳	7番	柴	崎	専	8番	佐	藤	瑛	9番	鈴	木		巖	10番	佐	藤	幸	11番	松	野	秀	12番	阿	部	静	男	13番	鈴	木	泰	14番	浅	野	和	15番	五	十	嵐	喜	16番	尾	張	勝	17番	芳	村	忠	18番	三	塚	幸	毅	19番	芳	賀	秀	20番	小	野	寺	21番	佐	藤	久	順	22番	上	野	栄	23番	門	馬	一	24番	高	橋	清	範
1番	岩	淵	勉	2番	佐	木	子	3番	櫻	井	利	光																																																																																													
4番	菅	原	之	5番	田	島	幹	6番	阿	部	晃	徳																																																																																													
7番	柴	崎	専	8番	佐	藤	瑛	9番	鈴	木		巖																																																																																													
10番	佐	藤	幸	11番	松	野	秀	12番	阿	部	静	男																																																																																													
13番	鈴	木	泰	14番	浅	野	和	15番	五	十	嵐	喜																																																																																													
16番	尾	張	勝	17番	芳	村	忠	18番	三	塚	幸	毅																																																																																													
19番	芳	賀	秀	20番	小	野	寺	21番	佐	藤	久	順																																																																																													
22番	上	野	栄	23番	門	馬	一	24番	高	橋	清	範																																																																																													
事務局職員 職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局</p> <p>事務局長 田辺賢一、事務局次長 佐藤達也、局長補佐 菅原賢、小林 仁、 農地管理係 主幹 伊藤裕美、主査 千葉 康哉、主査 千葉貴行、 書記：農業委員会事務局 局長補佐 菅原賢</p>																																																																																																								
	<p>報告第25号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第26号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第27号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第28号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第49号 非農地証明願について</p> <p>議案第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第51号 空き家に付属した農地指定解除について</p> <p>議案第52号 農地賃借料情報の提供について</p>																																																																																																								
会議結果	<p>議案第46号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第47号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第48号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第49号 願出のとおり証明することに決定した。</p>																																																																																																								

	議案第 50 号 原案のとおり決定した 議案第 51 号 原案のとおり決定した 議案第 52 号 原案のとおり決定した
会議の概要	下記のとおり
会議資料	令和 2 年度登米市農業委員会第 7 回総会資料 ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 諸般の報告
発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、5 番 田島 幹雄 委員、6 番 阿部 晃徳 委員を指名します。
議長	日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思えます。 これにご異議ございませんか。  《 異議なしの声あり 》
議長	異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定しました。
議長	日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	ここで、議案の説明についてお諮りします。 新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思えますが、これにご異議ありませんか。  《異議なしの声を確認》

議長	<p>異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は省略することに、決定しました。</p>
議長	<p>日程第4、報告第25号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第25号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第5、報告第26号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第26号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第27号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第27号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第28号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第28号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第8、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議</p>

事務局	<p>題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》 本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。 進行番号1番については、調査結果1となります。 法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、借受人の経営農地は、全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第2号については、借受人は個人であり適用はありません。 第3号についても、信託ではないため適用はありません。 第4号の農作業への常時従事については、借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。 第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。 第6号の転貸禁止については、申請地は貸人の所有農地であり、転貸にはあたりません。 進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われまます。 また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくこととしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。 なお、進行番号6番については、私が担当委員になっており、支障ありません。</p>
議長	<p>進行番号3番から5番について、17番 芳村 忠市 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号6番について、7番 柴崎 専一 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	進行番号7番、8番について、19番 芳賀 秀二 委員

議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 10 番について、11 番 松野 秀郎 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 11 番について、9 番 鈴木 巖 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 12 番について、12 番 阿部 静男 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 13 番、14 番について、4 番 菅原 浩之 委員</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようです。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 46 号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 9、議案第 47 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第 10、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p>

議長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、第4条申請が1件、第5条申請が11件です（第5条進行番号13番取下げ）。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
議長	7番 柴崎 専一 委員
7番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和2年9月23日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから3ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に建売分譲住宅4棟を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に牛舎を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅新築する際に必要な通路を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、転用は妥当との意見で一致しました。</p>

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番、4番については、別紙議案説明資料10ページから12ページ、13ページから15ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、転用は妥当との意見で一致しました。

また、進行番号4番については、申請地は既に一部農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、転用は妥当との意見で一致しました。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年9月25日

現地調査委員 2番 佐々木 まき子 委員  
7番 柴崎 専一 委員  
10番 佐藤 幸治 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長

12番 阿部 静男 委員

12番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和2年9月23日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第5条の進行番号6番、11番については、別紙議案説明資料19ページから21ページ、34ページから36ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は

妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

また、申請地の一部は、既に通路として農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に農機具置場整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

また、申請地は既に、既に農機具置場として利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号10番については、別紙議案説明資料31ページから33ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、既存施設の敷地面積の2分の1を超えずに拡張するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年9月25日

現地調査委員 9番 鈴木 巖 委員  
11番 松野 秀郎 委員  
12番 阿部 静男 委員

議長

調査報告が終わりました。



議長	これより、議案第 47 号、議案第 48 号について、一括して質疑を行います。
議長	質疑はありませんか。
12 番委員	<p>議案第 47 号の進行番号 1 番について、現地が大きいようで、現地調査員の報告で、農地区分は第 1 種農地で、原則的には転用許可が出来ない農地であるが、例外的に集落に接続することで転用が可能だとありました。例外的に認めるとなると、資料で見る限り農地法上の全ての事務手続きは終了しているものですが、周囲に自宅が進出する。金さえあればどのようなことでも出来るという象徴のようにも見えます。ここで、例外的な許可ということは、どの項目が農地法上の施行規則に該当するのかお聞きしたい。</p> <p>《 休 憩 》</p>
議長	再開いたします。
事務局	<p>今回の申請については、人の生活する居住用のもので申請されています。今回例外的なものという扱いの中では、集落に接続する生活に供するような建物になっております。第 1 種農地であっても許可権限に該当する項目の中で、今回の申請を受けました。区分の中ではいろいろありますが、今回申請あるものについては、生活に供するものというようなくくりになっております。</p>
12 番委員	<p>生活に供するものというようなことで、例外的に許可が出来るとなっておりますが、以前いろいろな申請があったと思いますが、相談された時、農家の後継者のため家を建ててあげたいということで、自分の所有地の農地を転用したいと話したら、集落に接続の要件がないということで、許可がもらえないのでやむを得ず他の町域の住宅地を購入したということ聞いておりました。実際にはこのように生活に供するものであれば、自分の農地というか、その辺の判断、実際どのぐらいでやっているのか。500m とか 100m とか言っていますが、接続する判断はどこで基準を取っていますか。現地もまだ進出していないので、これからの見込みで実際許可していると思いますが、その辺はどうですか。</p>
事務局	<p>立地基準に該当してきますが、事務局で申請者の方々から相談があった際に、一番最初に県に行ってその内容を確認しております。必要に応じ航空写真等を用意して、今現時点で集落にどのように接続されているのか確かめながらやっているのです、事務局の独断の中ではなく、まず県の方に確認しながら行っています。</p>
19 番委員	<p>農地法第 5 条の進行番号 9 番について、一部農用内で変更をやっていると思いますが、今、今年度農用内のものはやっていないので、これはいつ上がったものが転用申請出たのですか。</p>

事務局	<p>令和2年の3月締めの農振で、用途変更の申請がされています。7月7日に決定の通知が出ております。</p>
23 番委員	<p>1点目ですが、農地法第5条の進行番号1番について、用排水計画の中で既存の水路に放流するとありますが、雨水も下水も放流するという解釈でよろしいですか。それ以外のものを用排水路に放流するとなると、問題が起きるのではないかと思います。それと進行番号6番について、譲渡人と買受人とそれに管理企業者が入るのではないかと思います、事業計画概要書の7番で、太陽光を設置した後の管理（草刈りも含む）は管理事業者に委託して行うとありますが、通常であれば借受人が利用すると思いますが、それに管理事業者がこれを作るということによろしいですか。</p>
事務局	<p>農地法第5条の進行番号1番の畜舎の建設にあたって、通常畜舎の施設を建てる際に、よく関わってくる法令の中で、水質汚濁防止法で保健所に手続きの届出が必要になってくる場合があります。今回確認したところ、施設に関して届出の有無に関して必要かどうか確認しており、こちらの方は届出がいないという確認になっているそうです。あくまで施設の中での雨水排水の部分になりますが、保健所への届出もないということになりますので、後は管理の方で経営主の方の裁量になってきます。</p>
23 番委員	<p>進行番号6番で、草刈り等は管理事業者に委託とありますが、買い受けた方がもう一方の方に管理運営を委託するというような解釈でよろしいですか。</p>
事務局	<p>事業を行う方は譲受人ですが、太陽光を設置するにあたり業者が買受人と契約して設置するので、設置事業者が責任を持ってその分を管理することになります。</p>
23 番委員	<p>草刈り等はあくまで他の方にお問い合わせということで、後は農地取得者が管理するということによろしいですか。</p>
事務局	<p>太陽光の設置に関しては、譲渡人、貸付人から受けた方の責任の下に、自社で工事されるところや、そうでなければ設置業者が別におり、そこと契約してそこが設置をして、後のメンテナンス、周囲の機械の関係や除草作業などの管理を含めて行います。委員から除草作業は管理事業者がやって、管理は本人がやるのかという質問でしたが、一切のメンテナンスを含め管理の方はあくまでも譲受人の責任の下に設置業者が行うという意味の内容になっております。</p>
議長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>

議長	<p>質疑なしと認めます。 これで議案第 47 号、議案第 48 号の質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 47 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 47 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。</p>
議長	<p>次に、議案第 48 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 11、議案第 49 号「非農地証明願について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われまふ。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>

議長	<p>《質疑なしの声あり》</p> <p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 49 号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 49 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 12、議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 本案件については、所有権移転が 4 件、利用権設定が 9 件となっております。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 50 号について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定しました。</p>

議長	<p>日程第 13、議案第 51 号「空き家に付属した農地指定解除について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これから議案第 51 号について、質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで議案第 51 号の質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 51 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 51 号「空き家に付属した農地指定解除について」は原案のとおり決定することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 14 号、議案第 52 号「農地賃借料情報の提供について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
11 番委員	<p>各町域の賃借料情報が出てますが、改良区の水利費の関係がどのようになっているのかわかりません。これは地区によって大分料金の格差があると思いますが、地主側が水利費を負担しているのか、耕作者</p>

	<p>が負担しているのか。農業委員会とは関係ないのですが、それによって金額に差が出てくると思います。条件が違う中で平均を取っても当たらないのではないかという話しをしております。と言うのは、東和町の未整備地域の最高額が2万6千円となっておりますが、その点については東和町では改良区の水利費が約1万3千円かかります。その差額が地主の方に行くわけですが、そういったことでまるっきり水利費の金額が少ない所は1万5千円で良いのかなと思います。その辺の条件がどのようになっているのか、違うと平均にならないのではないかと感じております。</p>
事務局	<p>賃借料の情報の提供については、平成26年からで、以前ですと標準小作料ということで、委員おっしゃった部分もいろいろ検討しながら登米市の標準小作料という形で設定していたと思いますが、こちらの制度が出来てからは、あくまでも農業委員会の議案で、水利費等もいろいろ検討した中での議案に出ている10a当たりの単価の全てのデータということで、全国農業会議所で示した基準で自動的に計算しております。個別の案件については、今お話しいただいたような事例は多々出てくると思いますが、あくまでもそのような基準でもって、全国同じ市町村の取扱いで、計算上の金額でデータ化したものになります。</p>
11番委員	<p>個別の案件については、話し合いをして決めるということによろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。両者、相対で合意していただいた金額です。あくまでも金額の設定については、こちらで決めることではありません。</p>
11番委員	<p>全国的な基準はよろしいと思いますが、例えば東和町で、だいたい1万5千円程度になっておりますので、これで集積を凶って担い手に許可する場合でも、地主に約1万3千円の改良区費がかかるので、地主の取り分は2千円ぐらいになるので、なかなか集積が進まないという面もあって、ここに2万6千円があって、私が関与して決めた金額ですが、そのようなところで地主が改良区費1万3千円払うと1万3千円が地主の取り分ですという感覚で何とかお願いして決めた経緯があります。その辺がよくわからないと、そういったお世話する場合でも難しさが出てくるわけです。1万5千ではいやだと言われると、そこで話は終わってしまいます。</p>
19番委員	<p>その件について随分前から議題で出てきていると思いますが、改良区費は別で、小作で、地主に渡す金額が登米市平均で1万5千円、借りた人が改良区費を払うということはかなり前から設定しているは</p>

	<p>ずです。それを委員の方のものを勝手に載せてもしょうがないことになると思います。借りた方が改良区費を払うことはかなり前に決めたことです。借りたお金を正規に支払われているということでは無いと思います。</p>
11 番委員	<p>改良区費除きの金額が 1 万 5 千円程度ということであれば私も説明が付きます。</p>
19 番委員	<p>耕作者はあくまでも改良区費を払うということに通常なっております。</p>
議長	<p>今は統一されているのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第 52 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 52 号「農地賃借料情報の提供について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
議長	<p>会議を閉じます。令和 2 年度第 7 回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 2 年 9 月 25 日

議 長(会長)

高橋 清範

---

議事録署名人 5 番

田島 幹雄

---

議事録署名人 6 番

阿部 晃徳

---